

池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年池田町条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の規則で定める事務は、別表第1の右欄に掲げるものとする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報)

第3条 条例別表第2の規則で定める事務は、別表の左欄に掲げる事務の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める事務とし、これらの項の規則で定める特定個人情報は、同欄に定める事務の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める情報とする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和3年9月22日規則第9号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

条例別表 第1の項	事務
1 町長	池田町福祉医療費特別給付金条例（平成20年条例第8号）第4条に規定する受給者証の交付の申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務又は池田町福祉医療費特別給付金条例施行規則（平成22年規則第1号）第6条及び第7条に規定する受給者証の交付を受けている者の受給者証の変更及び更新に係る事実についての審査に関する事務

別表第 2（第 3 条関係）

条例別表 第 2 の項	事務	特定個人情報
1 町長	池田町福祉医療費特別給付金条例（平成20年条例第 8 号）第 4 条に規定する受給者証の交付の申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務又は池田町福祉医療費特別給付金条例施行規則（平成22年規則第 1 号）第 6 条及び第 7 条に規定する受給者証の交付を受けている者の受給者証の変更及び更新に係る事実についての審査に関する事務	池田町福祉医療費特別給付金条例第 4 条第 1 項に規定する受給者証の交付を受けようとする受給資格者（以下「受給資格者」という。）及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報又は住民票関係情報
		受給資格者に係る医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、中国在留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の実施又は就労自立支援給付金の支給に関する情報